

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

2019 年度版「確定拠出年金関連法令条文集」（きんざい）対応

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、「確定拠出年金関連法令条文集（以下「条文集」）」（きんざい）で対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「運用の方法の除外」です。

第 28 講 「運用の方法の除外」

（確定拠出年金法第 26 条 2019 年度版条文集 P100 ほか）

「運用の方法の除外」とは、提示していた運用商品をラインナップから外すことをいいます。従来は運用の方法の提示数に上限が設けられていなかったこともあり、実行されることの少ない規定の一つでしたが、2018 年 5 月より提示数に上限（確定拠出年金法施行令第 15 条の 2 により「35」）が設けられたことに伴い重要性が高まり、また改正により要件も緩和されています。運用の方法の除外に関する規定としては、確定拠出年金法第 26 条（運用の方法の除外に係る同意）、確定拠出年金法施行規則第 20 条の 2（運用の方法の除外）、第 20 条の 3（運用の方法の除外に係る公告）があり、このほかに法令解釈第 6 にも記載があります。まず、確定拠出年金法第 26 条をみてみましょう。

第 1 項は、運用の方法を除外するために必要な同意要件に関する規定です。運用関連運営管理機関等は、運用方法を除外しようとする場合、規約の定めにより除外しようとする運用の方法を選択し、当該運用の方法の運用の指図を行っている加入者等（以下「除外運用方法指図者」）の 3 分の 2 以上の同意を得なければなりません。除外運用方法指図者には運用指図者が含まれ、また所在が明らかでない者は除かれます。

従来は除外しようとする運用の方法を選択している全ての除外運用方法指図者の同意が必要でしたが、運用の方法の提示数に上限が設けられたことに伴い 3 分の 2 に引き下げられました。除外運用方法指図者の同意を得るのは運用関連業務（運用の方法の選定、提示、情報提供）を行う者であり、一般的には運用関連運営管理機関となります。ただし、確定拠出年金では事業主が運用関連業務を行うことも想定されているため、運用関連運営管理機関等となっています（「運営管理機関等」と定められている箇所は、運用に関する規定（第 2 章第 4 節）では随所に見られます）。このように、確定拠出年金法上は、運用の方法の除外には必ずしも労使の合意を必要としていませんが、法令解釈第 6. 1 では、運用関連運営管理機関が除外する場合であっても、労使で十分に協議、検討した結果をふまえて、どの運用の方法を除外するかを決定することとされています。この点、除外する運用の方法を決定する際には、法令解釈第 6. 2 により、信託報酬等の手数料の水準、運用成績、除外後の運用の方法の全体の構成、除外しようとする運用の方法に対し運用の指図をしている者の数などを考慮することとされています。

なお、第 1 項のただし書き及び確定拠出年金法施行規則第 20 条の 2 により、運用の方法の契約の相手方が欠けた場合、破産手続開始の決定が行われた場合、投資法人が登録の抹消を受けた場合などには、同意要件を満たしていない場合でも除外することができます。

第 2 項は、同意の取得に関する規定で、同意をするために通知をした場合であって、通知を発した日から 3 週間以上の規約で定める期間を経過しても、同意又は不同意の意思表示がないときには、同意があったものとみなすことができます。同意を得るにあたり通知が必要なことについては自明であることから条文には記載がありませんが、法令解釈第 6. 1 には通知をした上で同意を得ること、法令解釈第 6. 2 には運用の方法の除外に際して考慮したことを

ふまえて除外することとなった理由を説明することが記載されています。

第3項は、除外決定後の通知に関する規定です。運営管理機関等は、運用の方法を除外したときは、その旨を除外運用方法指図者に通知しなければなりません。この際、所在が明らかでない者がいるときには、第4項により運用の方法が除外された旨を公告しなければなりません。公告の方法は、確定拠出年金法施行規則第20条の3に定められており、官報への掲載、インターネットの利用などによることとされています。また、法令解釈第6. 1により、通知をする際は、併せて他の運用方法に運用指図を変更することを促すこととされています。除外が行われる時までに運用指図の変更が行われなかった場合であって指定運用方法が提示されているときは、規約の定めに基づいて指定運用方法による運用が行われます（第9講参照）。

なお、これらの規定には経過措置が定められ、同意要件緩和の改正を定める法律である「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」の附則第5条第2項により、施行日（2018年5月1日）前に納付された掛金に係る運用の方法の除外については改正前の規定が適用され、全ての除外運用方法指図者の同意が必要となります。当面の間は、経過措置も適用するケースがあることが想定されるため、2019年度条文集には経過措置に関する規定も記載されています。

運用の方法の除外では、同意要件のほかに、所在が明らかでない者や同意又は不同意の意思表示をしない者がいる場合でも除外できるように規定が整備されている点も確認し、運用方法の提示数の上限との関係を理解するとよいでしょう。

次回は、「資産管理契約」です。

※記載内容は2019年7月1日現在の法令に基づくものです。